

裁判官のベスト・プラクティスとしての裁判官倫理

——講演会「裁判官倫理の現在」の企画趣旨——

日本の多くの裁判官にとって、また、多くの市民にとって、裁判官倫理は幸いにも問題にならない。日本の裁判官は腐敗や汚職に無縁であり、その仕事ぶりについては過労死を心配するものはあっても、怠惰であるとか能力に問題があるとかの非難は聞こえてこない。しかし、だからといって日本の裁判は完璧であり、望むところは何もない、と言えるだろうか。そうでないのならば、いったい何が足りないのか。そして、理想に向けて優秀な裁判官たちはさらに何をなすべきなのであろうか。この問いこそ、幸せにも、日本の裁判官が直面している課題である。優れた法システムが、さらによいものなるために裁判官は何をなすべきか。裁判官のベスト・プラクティスを世界に示すこと、これが日本の裁判官の課題である。

この観点から振り返って考えてみよう。世界の裁判官にとって、いま何が課題となっているのだろうか。裁判官倫理といえば、「賄賂を受け取るべからず」、「政治的圧力に屈するべからず」といった「べからず集」をいう、といった想定は通用するのか？ 答えは「否」である。世界の裁判官倫理は、単なる「べからず集」の第1世代から、第3世代の、よりよい裁判に向けて裁判官が何ができるかを問う「自問集」のレベルへとすでに展開している。そのような事情を心得えて世界に向けて裁判官のベスト・プラクティスを発信することが求められている。

お招きしたジャクソン判事は第3世代の裁判官倫理誕生の仕掛け人として重要な役割を果たした。第2世代の裁判官倫理綱領を代表する「裁判官の倫理原則 [*Ethical Principles for Judges*](#) [*Principes de déontologie judiciaire*](#)」の作成を受け、その運用方針を、原則の具体的適用という実践を通して形成し、さらにドイツのシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の裁判官たちが第3世代の倫理綱領を生み出すにあたって産婆役を演じた。世界標準の裁判官倫理がどのようなものであり、それがどのような経緯で発展してきたかを語るのにこれ以上ふさわしい人はいない。

今回の来日は、ジャクソン判事と協力して裁判官倫理のもつ意義と可能性について、ドイツからモンゴルまで、国際的に啓発しつつある名古屋大学法科大学院の森際康友の要請によるものである。このシンポジウムで解題を受け持つ森際は、過去数年、フランスの裁判官に注目して裁判官倫理を研究してきた（文部科学省科学研究費補助金基盤研究（B）「裁判官倫理の司法的機能の研究とその法曹教育への適用」）。その理由と成果は、11月末発刊の『判例タイムズ』1251号（文献表を

参照)に詳しいが、その背景事情と構造とを、アイゼンマン=トロペール・テーゼで世界的に著名なミシェル・トロペール氏(パリ第10大学名誉教授)が本日の講演で明晰に語る。

フランスは、わが国とは対照的に司法の独立の制度的保障が弱く、一方での裁判官の職業倫理、他方での裁判官の個別利害に訴えるさまざまな制度的特質がなければ、比較的簡単に腐敗しうる法システムである。加えて、裁判官は「法の口」とのモンテスキュー以来のイデオロギーが今でも支配し、建前としては、裁判官は法を解釈せず、ただ適用するのみ、とされている。むしろ裁判実務において法解釈を行わないということもあり得ない。このような極限状況においてこそ、法解釈というものの真の姿が現れる。そのような社会状況で、法解釈の実態をイデオロギーや神話、偏見から自由に、覚めた眼差しで語り出すのは至難の業である。それを成し遂げたトロペール教授に、建前としては行われていないはずの、フランスの裁判官における法解釈実践がなぜ問題なく行われうるのか、その結果、フランスの裁判官がどのような社会的役割を果たすに至っているのか、それを支える職業倫理がどのようなものか、その真髓をわかりやすくお話しいただく予定である。

このような欲張った企画であるが、うまくいったならば、聴衆は、法の実務と理論がその最高峰において共鳴するのを目撃することができよう。それは法科大学院で学ぶ学徒をはじめ、すべての法学徒にインスピレーションをもたらし、大きな励みとなろう。また、それは日本の裁判官をはじめ、すべての法律家が、自らの国際的責任を測定するのに大いに参考となることが期待される。

2007年12月1日

愛知法曹倫理研究会代表幹事

森 際 康 友

中京大学法科大学院法曹養成研究所長

村 橋 泰 志